

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の燃料溶融試験試料保管室の廃止に向けた措置に係る行政相談

2. 日時: 令和3年7月16日(金)10時00分～12時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 保安管理部 技術主席 他7名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、大洗研究所(南地区)の燃料溶融試験試料保管室(政令第41条非該当施設¹)の廃止に向けた措置について、以下のとおり説明があった。

○燃料溶融試験試料保管室(以下「NUSF」という。)において、既許可では、高速増殖炉の炉心仮想事故模擬試験を終了し、天然ウランと試験に使用したナトリウムを保管しているのみであるが、今後、使用の目的に、ナトリウム処理・処分を行うことを追加するため、核燃料物質使用変更許可申請を予定している。

○NUSFで保管しているナトリウムには、①天然ウランが混入しているもの、②天然ウランにより汚染のあるもの、③天然ウランによる有意な汚染が検出されないもの、が存在する。

○①及び②については、酸化反応処理により、ナトリウム中から天然ウランを回収するとともに、残りを放射性液体廃棄物として管理する。③については、ウラン濃度を分析し、汚染が確認された場合は、酸化反応処理を行い放射性液体廃棄物として管理する。なお、汚染が確認されなかったナトリウムは、ナトリウム実験に再利用する予定である。

(2) 原子力規制庁からは、以下の点を伝えた。

○有意な汚染が検出されないナトリウムを「放射性廃棄物でない廃棄物」として、ナトリウム実験に再利用するという説明を受けたが、これまでの使用履歴から、放射性物質のナトリウムへの付着、浸透による汚染が想定される。当該ナトリウムの廃棄の方法について、再度説明を行うこと。

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に定める、核燃料物質を使用する使用施設以外の使用施設等

(3)原子力機構から、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)燃料溶融試験燃料保管室(政令第41条非該当)の廃止に向けた措置(試験に使用したナトリウムの処理)について